（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法第十条第二号の農林水産省令で定める事業は」を「独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「法」という。）第十条第二号の農林水産省令で定める事業は」に、「畜産経営安定法第二条第四項第一号イ」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。第十三号において「畜産経営安定法」という。）第二条第四項第一号イ」に改め、同条第十六号中「機構」を「独立行政法人農畜産業振興機構（第二十一号において「機構」という。）」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十条第一号の業務」の下に「及びこれに附帯する業務」を加え、同号イ及びロを次のように改める。

イ　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付に関する事項

ロ　機構法第十条第一号イの業務に附帯して行う畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。第二号ロにおいて「畜産経営安定法」という。）第三条第一項第一号ロに規定する支払に関する事項

第四条第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号ヘ中「ホの」を「ニの」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「への」を「ホの」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同条第二号ロ中「第二条第五号」を「第一条第五号」に、「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）」を「畜産経営安定法」に改め、同条第四号ロ中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

第十一条第二項中「第十条第二号」を「第十条第一号イ及び第二号」に、「これ」を「これら」に、「第四条第二号ロ」を「第四条第一号ロの支払及び同条第二号ロ」に改め、同条第四項中「第十条第二号」を「第十条第一号イ及び第二号」に改め、「及び第四条第二号ロの交付に必要な経費に充てる場合」を削り、同条第五項中「第十条第一号ニからチまで」を「第十条第一号ロからヘまで」に改める。

本則に次の一条を加える。

（農業保険法施行規則の一部改正）

第四条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第二項第三号中「第十一条各号」を「第四条各号」に、「第二十一条」を「第十四条」に改める。

附則第二条中「第三条第三号」を「第四条第三号」に改める。

附則第三条の見出し中「畜産物の価格安定に関する法律施行規則」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則」に改め、同条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条の表中「畜産物の価格安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」に改める。

附則第四条を削る。

（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「であって第二号」を「であって第一号又は第二号」に改める。

附　則

この省令は、平成三十年三月三十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。